

## フランスの地理的表示保護制度について

パリ事務所

### ■日本でも始まった地理的表示保護制度

地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護しようとする制度で、世界で100カ国を超える国で保護されています。

日本においても同制度を創設するため、2014年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が制定され、これに基づき2015年6月1日より同制度が運用開始となり、初日には同法律を所管する農林水産省の下に、神戸ビーフ（兵庫県）、三輪素麺（奈良県）、くまもと県産い草（熊本県）など19品目の申請がありました。早ければ年内にも登録されるとも言われています。

ここでは、このように現在注目を集めつつある日本の地理的表示保護制度の参考となったフランスの同制度、特に古くより存在する AOC（原産地呼称統制）制度の概要について触れます。

### ■地理的表示保護制度の元祖フランス

フランスは、世界の中でも相当早くから地理的表示保護制度に取り組んできたとともに、ワインやチーズなどの産品の品質向上や高付加価値化に最も成功した国の1つでもあります。このため、EUの同制度もフランスの制度を参考としています。

フランスでは、古くより地理的表示保護制度の1つである AOC の考えがあり、1935年、ワインの産地偽装が横行していたことなどを背景に原産地呼称を保証するために法律が制定され、現行制度が確立されました。

続いて1955年にチーズを対象とする法律が制定され、1990年にはその他の農産物や農産物加工品、畜産物や水産物にも対象が広がられました。

### ■フランスの地理的表示保護制度のラインナップ

AOC はフランス独自の原産地呼称統制制度ですが、現在は EU の同制度である AOP（原産地呼称保護）や類似制度である IGP（地理的表示保護）制度も存在しています。

IGP は AOC・AOP と同様、地理的領域に密接にかかわりを持つ農産物などに関する表示ですが、生産過程のいずれかが地域内で行われていなければいいため、これら全てを当該地域内で行う必要がある AOC・AOP の方がより厳しい基準であり、食品や製品と産地との結びつきをより重視していると言えます。



フランス南部のヤギのチーズ。ラベル左側の丸いマークが AOP ラベル



フランス南西部の生ハム。ラベル左下の丸いマークが IGP ラベル



フランス東部の白ワイン。マークはないが、ラベル中央部に文字で AOC 表記がなされている

## ■ AOC 制度の運営について

AOC 制度は、フランス農業省の機関である INAO（国立原産地・品質研究所）により管理運営されています。

AOC の申請は、個々の生産者による申請は認められず、生産者が組織する団体などのみ認められています。

申請は INAO の地方事務所で行われ、その審査を経た後は当該地以外からの者で構成された調査委員会が現地調査を含めた審査を行い、この調査報告に基づき全国委員会で最終判断が下されます。

申請から認可まで 5 年から 7 年、場合によっては 10 年近くかかるという、非常に長期間かつ複雑な過程をたどる必要があります。

認可された場合には、その製品に AOC ラベルをつけて販売することができます。

なお、2015 年 6 月現在 AOC を取得しているものとしては、チーズなど乳製品が 49、果物や野菜など農業食品が 42、ワインを主としたアルコール類が 364 となっています。

## ■AOC 制度の効果

AOC 制度は、ラベルの不正使用は罰則の対象となるためルールを遵守する生産者は保護されるという点でメリットがあり、また製品のパッケージに AOC 表示を見つければそれは一定の品質を保っているだろうと想像できるため、消費者にとってもメリットがあります。

そして、AOC は生産過程が地域に密接に結びついている必要があり、かつ、特定の個人ではなく地域の生産者団体などに認証が与えられるものであるため、当該地方全体の生産や雇用に良い効果をもたらすものでもあります。また、山岳地帯など生産条件的に不利な地域のものや少量生産のものも多く認定されており、地域の隠れた伝統産品を世界的レベルに押し上げるという意味で、地域活性化にも貢献しています。

## ■AOC 制度の課題

ただし AOC 制度にも課題がないわけではありません。生産者側からすると、前述の通り申請から認可までには非常に労力を伴いますし、フランス国内には、例えば地域との結びつきはないものの品質保証マークではあるラベルなども多数存在しており、消費者にとってはどのラベルが何を保証しているのか分かりにくい、と言った問題点もあります。

また、例えば AOC 製品の多くを占めるワインでは、AOC を名乗ることができる区域が余りにも広大であるために、AOC が付いていれば味が良い、とまでは言い切れない場合もあったり、逆に使用品種や醸造所の場所の関係で規定上 AOC は名乗れないが味がよく世界的に有名な生産者も多く出てきており、古い基準が現在の状況に添わなくなってきたケースも見られます。

今後、日本の地理的表示保護制度に対しては、フランスの AOC 制度のメリットや問題点を念頭に置き、日本の地域の実情などにも配慮しつつ、また社会の変化にも柔軟に対応できるような運営が期待されます。

## 参考文献：

- ・「平成 22 年度 フランスにおける農林水産物等に関する知的財産保護の取り組み—地理的名称の適用を中心に—」日本貿易振興機構（ジェトロ）パリ・センター
- ・INAO ウェブサイト
- ・農林水産省 ウェブサイト

(田中所長補佐 奈良県派遣)